注　記　事　項

（重要な会計方針）

1　たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3　消費税等の会計処理・・・・税込方式によっています。

（追加情報）

1　短期借入金（377,430,343円）による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。